

令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限の決定

法第47条第1項第2号の規程に基づく法第3号第4項の規定による被保険者（任意継続被保険者）の標準報酬月額の上限額を下記のように決定します。

標準報酬月額上限額

590,000円

標準報酬日額上限額

19,670円

令和元年9月30日における被保険者の同月の平均標準報酬月額788,615円の100分の75に相当する額すなわち590,000円を標準報酬月額の上限とし、令和2年3月1日から運用する。

令和2年度のおもな保健事業について

特定健康診査・特定保健指導

法令に基づき、対象となる40歳以上の被保険者・被扶養者に特定健康診査を実施します。また、その結果により、特定保健指導の対象となる方を選別し、ご案内のうえ指導を実施します。

保健指導宣伝

『すこやかファミリー』等の健康情報誌・ガイドブック等を配付するほか、ホームページを通じて最新情報を発信します。

疾病予防

人間ドック・脳ドック・女性のがん検診等の補助、大腸がん・胃がん検診などのほか、インフルエンザ予防接種の補助、歯科保健指導を実施します。また、糖尿病対策に関する補助も行います。

体育奨励

スポーツクラブ「ティップネス」と年間契約します。利用ごとにタオルやTシャツなどのレンタルが無料でご利用いただけます。4・5月は会員証発行無料キャンペーンを行います。ご登録がまだの方は、この機会にぜひご登録ください。

直営保養所

「那須新林荘」は今まで以上に皆様喜んでいただけますよう運営してまいります。

契約保養所

会員制保養所「リゾートトラスト」と年間契約をしているほか、それ以外の宿泊旅行費についても年間4泊まで補助します。

健康ポータルサイト

音羽健保ホームページ（アドレス：<http://www.otw.or.jp/>）から「MY HEALTH WEB」にご登録いただくと、ご本人・ご家族の医療費情報明細、ジェネリック医薬品の情報を簡単に閲覧でき、日々の体重や血圧、歩数なども管理できます。

利用すればするほどポイントがたまり、好きな賞品と交換できます。

使ってみませんか？

お得なジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品って
お得なんですか？



はい。
先発医薬品（新薬）の特許が切れたあとに製造・販売されるため、先発医薬品のように莫大な開発費がかからず低価格なんです。



ジェネリック医薬品は、厚生労働省によって「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでいて、先発医薬品と同等の効きめがある」ことが認められている安全な薬です。のみやすくなるように、薬の大きさや味が改良されているものや、保存性がよくなっているものもあります。

いつものお薬をジェネリック医薬品にすれば、被保険者とご家族が負担する薬代が節約できます。ぜひご活用ください。

※ジェネリック医薬品はすべての先発医薬品にあるわけではありません。